社会福祉施設の法人移管

北海道中頓別町

人口: 2,310 人 面積: 398.55 k㎡

取組の概要

知的障害者更生施設について、質の高い、効率的な福祉サービスの提供を図るため、 平成19年4月から社会福祉法人に運営を移管する。

取組の紹介

1 取組の背景

- ・ 社会福祉事業(福祉サービス)は、個人が家庭や地域において、人としての尊厳をもってその人らしい安心した生活を送ることができるよう、社会全体で自立を支援することに重点が置かれることになり、福祉サービス事業者(施設等)は個人の権利や選択を尊重した質及び効率性の高い福祉サービスの提供が求められることとなった。これら施設に求められている機能・条件等に十分対応できる社会福祉法人に運営を移管することとした。
- ・ 町内における社会福祉法人による福祉サービスについては、南宗谷福祉会が、特別 養護老人ホーム(定員 55 名)・養護老人ホーム(定員 55 名)を運営し、デイサービ ス事業も受託しており、また、中頓別町社会福祉協議会が、給食サービスやボランティア活動など主にソフト事業を支援している状況であった。
- ・ 平成 14 年から民営化について調査研究を重ね、平成 16 年に法人化(民営化)に向けた職場内部の検討委員会、町内の学識経験者や利用者父母の会などで組織する懇話会を設置、平成 17 年には庁内組織の検討委員会を立ち上げ、議論を深め、法人移管を決定した。
- ・ 移管先については既存社会福祉法人若しくは町民の手による新設法人の可能性を模索し、結果として老人ホームを運営する社会福祉法人南宗谷福祉会と協議が整った。

2 取組の具体的内容

- 施設概要
 - •種類 指定知的障害者更正施設
 - ・名 称 中頓別町立天北厚生園 (てんぽくこうせいえん) (移管後の名称は、仮称「中頓別天北厚生園」とする)
 - ・所在地 枝幸郡中頓別町字兵安 184 番地 16,738 m²
 - ・構造 鉄筋コンクリート造平屋建 437 ㎡ 管理棟(昭和36年度建設)
 木造モルタル造平屋建 198 ㎡ 体育館(昭和36年度建設)
 ブロック造平屋建 550 ㎡ 収容棟(昭和48年度建設)
 鉄筋コンクリート造平屋建 871.03 ㎡ 重度棟(平成3年度建設)
 木造モルタル造一部ブロック造平屋建 (一部二階建)

283.58 m 訓練棟 (昭和 62 年建設)

- ・定 員 施設利用者90名
- 移管年月日 平成 19 年 4 月 1 日
- 定員及び利用者の扱い 定員 90 名。移管日前日に利用している利用者は移管法人が引き受ける。
- 移管に係る土地建物等の取り扱い 土地建物工作物は無償貸与、使用貸借契約。物品等は無償譲渡

○ 移管の条件

- ・ 円滑な業務移管を進めるため、また利用者の精神的な面に配慮し、移管を希望する職員(嘱託・臨時・委託職員を含む。)は全員引き受ける。
- ・ 業務の引継ぎ等のため職員を一定期間出向させることとする。
- 移管後においては、施設利用者の処遇向上に努めるとともに、知的障害者の福祉 すべてを支える支援体制を整えることとする。
- ・ 当該土地及び既存施設においては、知的障害者更正施設としての目的以外の事業 を行わない。

○ 職員の処遇

- ・ 法人への移管を希望する職員は、地方公務員法第28条第1項第4号に基づく分限免職とし、その他の職員は、他部署へ配置転換することとした。
- 移管後の職員の処遇については南宗谷福祉会の就業規程が適用されることとなった。(前歴換算あり)

- ・ スムーズな法人移行ができるよう職員のアンケート調査や職員説明会などを実施 して、整理退職時の退職金の特例などの制度(今回の分限免職に限る)を設けるな ど移行者の不利益を最小限に抑えることとした。
- ・ 正職員20名と嘱託・臨時・委託職員8名全員の計28名が移管先法人に雇用されることとなった。

3 取組の効果

- ・ 法人移行を希望する正職員 20 名の退職による人件費の削減効果として約 1 億 5 千万円の減が見込まれる。
- ・ 施設利用者も高齢化が進み、障害者自立支援法や介護保険法など、総合的な福祉サービスの提供が求められており、これらに柔軟に対応できる法人が経営することにより、より高品質・効率的な福祉サービスの提供が可能となり、利用者処遇の充実が見込まれる。

4 取組中の課題・問題点

・ 一度に 20 名という多数の職員を分限免職とすることにより、退職手当組合の特別負担金の追加額が 1 億円弱程増額になった。そのことにより一時的に大きな財政負担が伴うこととなった。

5 住民の反応・評価

- ・ 町民参加の中頓別町立天北厚生園法人化・施設整備懇話会を設置し、検討協議を重ねていった。「民間でできるものは民間で」という行革の方針に沿って理解が得られた。
- ・ 現施設利用者は移管法人が引き続き引き受けることを条件とするとともに、多くの 現職員も移行するなど、利用者の不安解消に考慮した結果、順調に運営されていると ころである。

6 今後の課題

- ・ 施設の老朽化に伴う、全面移転改築が必要である。
 - → 障害者自立支援法では入所施設の「小規模化」「個室化」が推進されており、施設入所支援として対象者は現入所者の6割程度の見込みとなっていることから、将来的に定員枠が確定した段階で移行状況を見極め立案する。
- ・ 法人として障害者自立支援法のスムーズな対応ができるような体制整備が必要である。
 - → 今後、地域生活への移行支援に対応したグループホームやケアホームの開設について検討を進める。

担当部署:総務課総務グループ